

Ⅶ 第三者加害事案について

1 第三者加害事案とは	180
2 第三者とは	180
3 不法行為とは	181
4 損害賠償における損害の範囲	183
5 示談先行と補償先行	183
(1) 示談先行	183
(2) 補償先行	184
◎ 療養補償等に係る示談先行・補償先行の選択チャート	186
6 求償・免責	187
(1) 免責【示談先行の場合】	187
(2) 求償【補償先行の場合】	187
7 第三者加害事案における事務手続	188
(1) 被災職員が行うべき事務	188
(2) 示談先行の場合の事務	189
(3) 補償先行の場合の事務	189
(4) 提出書類	190
8 第三者加害事案における保険について	192
(1) 自賠責保険	192
(2) 任意保険	192
(3) 自賠責保険と任意保険の違い	193
◎ 第三者加害事案に関するQ&A	
Q1 次の事例の場合、公務災害の認定請求をしたいが、提出書類は何を用意したらいいのでしょうか。	194
Q2 示談先行と補償先行は、いつ決まるのでしょうか。また、何を基準に決まるのでしょうか。	195
Q3 被災当初には、負傷の程度が軽いと考えて自賠責から治療費の支払いを受けていたところ、治療費が自賠責の限度額をオーバーしそうになりました。途中から補償先行に切り替えることはできるのでしょうか。	195
Q4 被災職員が加害者から損害賠償を受けた場合、基金は補償の義務を免れるとありますが、具体的にどういうことですか。	196
Q5 基金が「求償」ということは、具体的にどういうことですか。	197
Q6 自賠法による保険金を請求できるのは誰ですか。	197
Q7 保険金が減額される場合がありますか。	198
Q8 加害者が2名いる場合、被害者はどちらの保険会社に請求すべきなのですか	198
Q9 損害賠償の請求権には、消滅時効があるのでしょうか。	199
Q10 公務中の交通事故により後遺症が残り、自賠責から保険金を受領した場合、基金の補償はどうなりますか。	199
Q11 公務中の交通事故により職員が死亡し、その遺族が自賠責から保険金を受領した場合、基金からの補償はどのようなになるのでしょうか。	200
Q12 公務遂行中に飼い犬に噛まれた場合、公務災害と認められますか。また、第三者加害事案として取り扱うべき事案でしょうか。	200

Ⅶ 第三者加害事案について

1 第三者加害事案とは

第三者の行為が原因となって生じた公務上の災害や通勤による災害のことをいいます。

「第三者の行為によって災害が生じたこと」、かつ「民法の不法行為が成立すること」の2つの要件が成立する場合に、「第三者加害事案」として取り扱うこととなります。

《主な事案》

交通事故、同僚が運転する車に同乗中の自損事故、殴打事故、公務執行妨害事案、飼犬による咬傷事案

【通常の事案との違い】

- ◆ 被災職員は、基金に補償を請求する権利とは別に加害者である第三者に損害賠償の請求をする権利の二つの権利を有する。



基金への療養補償請求を行わないのが原則

基金からの補償（災害補償制度上の補償）と第三者からの補償（民事上の損害賠償）は、二重補填とならないよう、基金では、「求償」・「免責」により調整を行う。（法第59条）

2 第三者とは

「被災職員及び当該職員の所属する地方公共団体並びに基金以外のもの」とされています。

実際には、当該災害をもたらしたことによって、民事上の損害賠償の責任（不法行為責任）を負う者のことをいいます。

《第三者は1人？》

第三者は必ずしも1人とは限りません。例えば、加害者が業務中であれば、雇主も使用者としての責任があるので、加害者本人と雇主が第三者となります。また、自動車の運転手と所有者が異なる場合も、運転手と所有者が第三者となります。

【第三者に当たらないもの】

- ①被災職員自身
- ②被災職員の所属する地方公共団体（公用車に自賠償保険の適用がある場合は、例外として第三者加害事案として取り扱う。）
- ③地方公務員災害補償基金

【第三者に当たるもの】

- ①不法行為者（民法第 709 条） …加害者本人
- ②責任無能力者の監督者（民法第 714 条） …親権者等
- ③使用者及び事業監督者（民法第 715 条） …雇主、会社、工場長、支店長等
- ④土地の工作物等の占有者及び所有者（民法第 717 条）
…柱が腐食していたために、崩壊した家屋の家主等
- ⑤動物の占有者及び保管者（民法第 718 条） …犬の飼い主等
- ⑥運行供用者（自動車損害賠償保障法（以下、自賠法という。）第 3 条）
…交通事故の加害者、自動車の所有者、雇主等
- ⑦国又は地方公共団体（国家賠償法第 1 条、第 2 条）

3 不法行為とは

第三者加害事案に当たるかどうかを検討するためには、不法行為が成立するかどうかを検討することになります。

次の 4 要件の全てを満たす場合には、不法行為が成立し、第三者加害事案として取り扱います。

◆ 第三者に故意又は過失があること

◆ 権利又は法律上保護される利益が、その行為によって違法に侵害されたこと

柔道訓練中の怪我など、スポーツ行為中の怪我は正当行為として認められ、違法性が阻却されるため、不法行為とはなりません。

◆ 第三者に責任能力があること

《未成年者の責任能力》

未成年者の場合には、小学校を卒業する 12 歳くらいの年齢になれば、一般的に責任能力はありと考えられますが、実際には単に年齢のみで判断するのではなく、当該未成年者に自己の行為によって他人に損害を与えるであろうことを判断できる能力があるかどうかを個別に検討した上で、責任能力を判断することになります。

なお、当該未成年者に責任能力がないとされた場合には、親権者等に損害賠償責任が生じます。

◆ 加害行為と結果発生との間に相当因果関係があること

《非接触事故における因果関係》

職員が自転車で通勤中、前方より進行してきた車両とすれ違った際、恐怖心から平衡感覚を失い転倒負傷したような、非接触事故により災害が発生した場合に、車両の運転者に不法行為責任が生じるかが問題となります。

一般的に、Aの行為があれば通常Bの結果が生じるという程度まで因果関係が認められること、つまり相当因果関係があると認められることが必要となります。実際に、最高裁の判決でも**非接触事故でも相当因果関係を認めています**。しかし、どのような場合に相当因果関係が認められるかについては、個々の判例を参考に判断することとなります。

《心神喪失者の場合》

心神喪失者については、民法により責任能力はないものとされているため、第三者とは認めることはできません。しかし、その場合でも**保護者等の法定の監督義務者が損害賠償責任を負うことになります**。なお、監督義務者は、加害行為の場にいらないという理由で、責任を免れることはありません。

一方で、精神科病院に入院していたところ、病院の医師に加害行為を行った場合のような、法定の監督義務者に代わって監督する者（代理監督者）の監督するべき範囲において、当該監督の瑕疵により災害が発生した場合には、**代理監督者（この場合は病院長）に損害賠償責任が生じる可能性があります**。

【不法行為に当たるものの例】

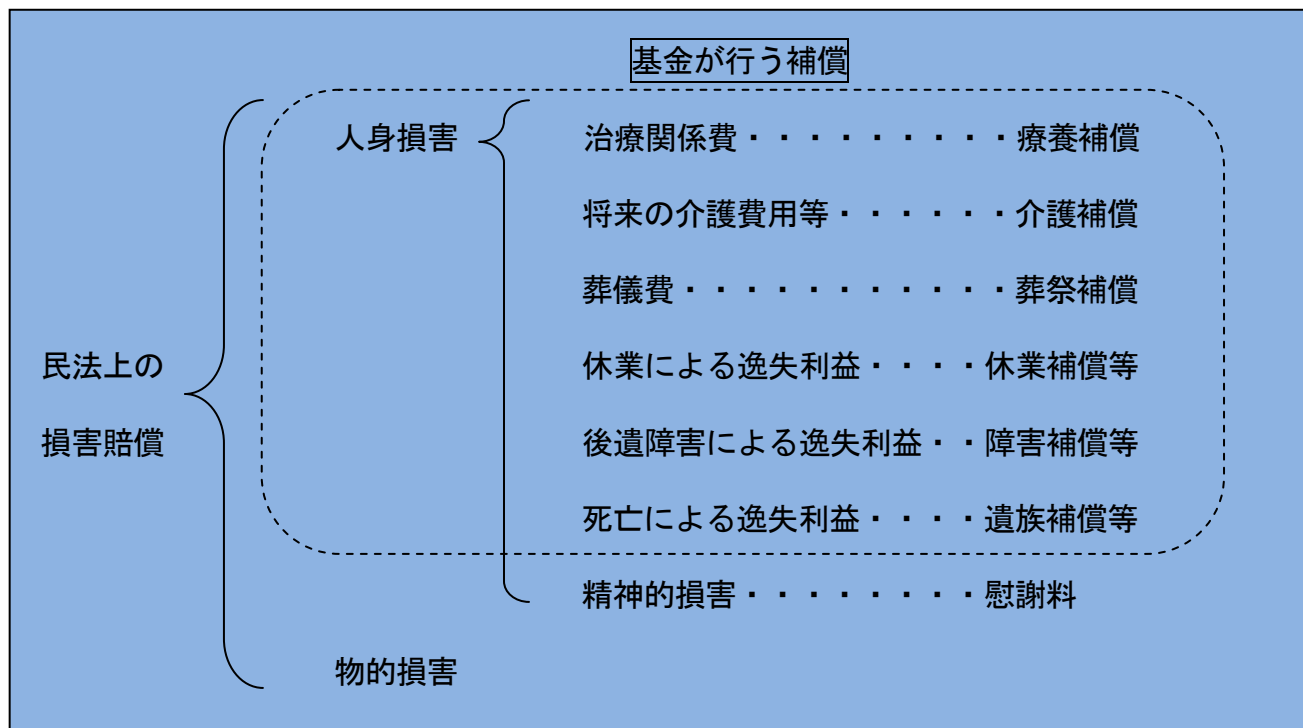
- ① 対向車がセンターラインを越えて走行してきて衝突した
- ② 来所した住民が、被災職員の職務に関係して暴力行為を行った
- ③ 住民宅を訪問し、リビングに入ったところ、いきなり飼い犬に噛みつかれた

【不法行為に当たらないものの例】

- ① 柔道の試合中に投げられて負傷した
- ② 信号待ちで停車していた車両に追突し、職員が負傷した
(相手方に急停車等の過失がない場合)

4 損害賠償における損害の範囲

基金が行う補償は人身損害に限られるため、民法上の不法行為責任に基づく損害賠償とは、必ずしも同一ではありません。



物的損害と精神的損害は、公務災害補償制度における補償の対象とはなりません。したがって、補償先行（加害者から損害賠償を受ける前に、基金からの補償を受けること）の場合であっても、被災職員は第三者に当該損害の請求をすることができます。

ただし、請求の過程で示談を締結する必要があるときには、求償の問題があるので、必ず基金と相談をしてください。

5 示談先行と補償先行

示談とは、加害者が被害者に対して損害賠償として一定額の支払を約束し、被害者は、その支払を受けることにより、それ以上の賠償については以後加害者に一切請求しないということを合意することをいいます。

いったん示談をすると錯誤、詐欺又は強迫の場合を除いてはやり直しが困難なので、慎重に行う必要があります。

(1) 示談先行

基金が補償を行わずに、被災職員又はその遺族が第三者から損害賠償を受けることをいいます。さらに、示談先行の場合には、免責の事務処理を行うことになります。

第三者加害事案においては、原則として「示談先行」となります。

【「示談先行」とする場合】

下記2パターンの場合には、原則「示談先行」とする。(P. 186 選択チャートを参照)

①被災職員に過失がない場合で、

ア 第三者に支払能力がある。

又は

イ 第三者が保険に加入しており、被災職員の被った損害が支払限度額内で納まる。

②被災職員にも過失がある場合で、

ウ 交通事故事案において、被災職員の受けた損害が、自賠責保険の支払限度額（120万円）以内で納まる。

(2) 補償先行

被災職員又はその遺族が第三者から損害賠償を受ける前に、基金が補償を行うことをいいます。さらに、補償先行の場合には、過失割合に応じて基金が第三者への求償（損害賠償の請求）を行うこととなります。

「補償先行」の取り扱いをするのは、原則として次の場合です。

ア 事故の発生原因が同僚の職務上の行為である場合（同僚加害）

※ なお、同僚加害の場合には、求償は行いません。

【例外】補償先行にならない同僚加害について

同僚の運転する公用車に同乗していた際に自損事故に遭った場合には、「示談先行」となります。

(理由)

交通事故では、原則、自賠責保険又は任意保険から治療費等の支給を受けることが出来るので、「示談先行」とし、保険会社から損害賠償を受けることとなります。

イ 被災職員にも過失があり、過失相殺した結果、被災職員の被った損害に対する賠償の全額を

第三者から受け取ることができない場合

【事例】自賠責保険の支払限度額（120万円）を超える見込みがあり、かつ、被災職員：加害者の過失割合が10：90など被災職員にも過失がある場合

→ この場合、職員の過失である10%相当の損害については、第三者から受け取ることが出来ないため、まず基金が全額補償を行い（補償先行）、第三者の過失である90%相当分について、第三者に求償します。

→ ただし、損害総額*（治療費、休業費、慰謝料等）が自賠責保険の支払限度額（120万円）を超える見込みがない場合には、職員に過失があっても、自賠責保険で全額補償が行われます。したがって、示談先行扱いとなります（被災職員に7割以上の過失がある場合を除く。）。

* ここでいう損害総額には、治療費以外の損害額も含むことに注意してください。

ウ 第三者に損害賠償の支払い能力がない場合

<支払い能力がないとされる可能性がある場合>

① 第三者が任意保険未加入で、かつ、損害総額（治療費、休業費、慰謝料等）が自賠責保険の支払限度額（120万円）を超える見込みがある場合

※ ただし、被災職員に過失がない場合は除きます。

② 自転車による事故で、第三者が保険未加入で、かつ、傷病が重症な事案の場合

③ 上記のほか、第三者に資力がない場合

エ 第三者との示談交渉が不調の場合

示談交渉が不調の場合でも、第三者に対して、基金から後日過失割合に基づいた求償が行われることを伝達するようにしてください。

オ 第三者が不明の場合又は、第三者の所在が不明の場合

7 第三者加害事案における事務手続

(1) 被災職員が行うべき事務

- ① 警察への通報・事故届（特に交通事故（自動車、自転車等を問わず）の場合）
交通事故証明書を発行してもらう際に、通報・状況検分が必要となる。

《注意事項》

- ア 軽症であっても届出すること（その場の口約束で示談しないこと）
- イ 安易に自損事故としないこと
- ウ 自転車による事故も、自動車の交通事故と同様に扱うこと

- ② 第三者の氏名・住所等の確認、事故状況の詳細の把握

認定請求をする際、第三者（未成年者等の場合には保護者についても）の氏名、住所、連絡先、職業、勤務先（社用車運転中の場合）等が必要になりますので、確認し、記録をしておいてください。

また、事故時の状況（走行・停止していたか、信号は何色か、一時停止したか、減速したか、速度は何キロか等）についても同様に、記録をしておいてください。

なお、当て逃げ・ひき逃げのような場合は、車両のナンバープレート、車種、車の色等を覚えておいてください。

【事例】子どもが飛び出してきたので避けようとしたところ、自転車ごと転倒した。

→ この場合、保護者（子どもと一緒にいた親、預託された保育園の園長等）が第三者になり得るので、保護者の連絡先を確認してください。

- ③ 自動車保険契約の確認（自動車事故の場合）

自動車の保険には、強制加入保険である自賠責保険と任意保険があります。それぞれの保険について、加入の有無、保険会社名、保険証明書番号を確認してください。

- ④ 所属・公務災害担当者への連絡

認定請求をする場合、認定請求に必要な手続について指示を仰いでください。

《現場での示談交渉は禁止》

「治療費は公務災害にお願いするので、大丈夫」、「どこも痛くないので、大丈夫」等は絶対に言わないでください。また、必ず相手方の連絡先は確認してください。

(2) 示談先行の場合の事務

認定請求

認定請求書等・第三者加害事案報告書（交通事故 or 交通事故以外）・交通事故証明書（交通事故の場合）を基金へ提出

※ 治療費は、第三者へ請求してください。

治ゆしたら

「治ゆ報告書」を基金へ提出

示談したら

「免責報告書」・「示談書の写し」を基金へ提出

※ 治療費が確定した時点で、基金で「免責」の手続きを行います。

(3) 補償先行の場合の事務

認定請求

認定請求書等・第三者加害事案報告書（交通事故 or 交通事故以外）・交通事故証明書（交通事故の場合）・補償先行申請書・念書（被災職員用・第三者用）を基金へ提出

治療費の請求

療養補償請求書を基金へ提出

治ゆしたら

「治ゆ報告書」を基金へ提出

※ 基金は、第三者と交渉し、治療費等が確定した時点で、過失割合に応じて第三者に請求（求償）しますので、未請求の治療費等があれば、速やかに基金へ請求してください。

示談交渉

（第三者が無資力、所在不明等の場合を除く）

※ 基金が行う補償の対象にならないものについて示談交渉を行ってください。なお、示談を締結する前に、示談内容について必ず基金へ相談してください。

《示談について》

【補償先行の場合】

被災職員が第三者と締結した示談は、基金の求償事務も拘束します。

したがって、補償先行事案において、基金に無断で示談を結んでしまうと、基金から第三者へ求償ができなくなってしまう場合もあります。補償先行の場合には、必ず示談内容について基金に連絡してください。

【示談先行の場合】

被災職員が第三者と締結した示談書により、職員の過失が明らかになり、かつ、治療費の一部について第三者から支払いを受けていないことが確認できる場合には、当該支払いを受けていない治療費については、基金に請求することができます。

また、示談書により、職員が第三者から障害補償の支払いを受けていることが確認できる場合には、障害特別給付金等について基金から給付を行うことができる場合もあります。

上記のような事案を確認した場合には、支部まで御相談ください。

(4) 提出書類

		第三者加害 報告書 (交通事故)	第三者加害 報告書 (交通事故以外)	交通事故 証明書	補償先行申請書 及び念書	免責報告書及び 示談書の写し等	その他
様式のページ		P. 1015	P. 1017	/	P. 1018～1020	/	/
提出のタイミング		認定請求時				示談締結後	
交通 事故	示談先行	○		○		○	
	補償先行	○		○	○		
そ の 他	示談先行		○			○	飼い犬に噛まれた場合 →飼い主の注意義務を判断するための調査票 (※)
	補償先行		○		○		

(※) P. 200 参照のこと。

ア 第三者加害報告書 (交通事故)

- ・ 事実を正確に、漏れなく記載してください。
- ・ 「信号又は標識」、「速度」、「事故発生状況略図の道路幅」の各項目や「一時停止していた

か]等については、過失割合を決定する際に特に重要になりますので、必ず記入してください。

イ 第三者加害報告書（交通事故以外）

- ・ 交通事故以外の、飼い犬に咬まれた事案や殴打事故については、相手方に関する事項や示談の状況を記載してください。

ウ 交通事故証明書

- ・ 交通事故の場合は必ず添付してください。

エ 補償先行申請書及び念書

- ・ 補償先行とする場合には、補償先行申請書を必ず提出してください。
- ・ 補償先行申請理由欄は、補償先行を行うことが適当かどうか判断する資料となりますので、「その他」を選択する場合には具体的に記入してください。
- ・ 併せて、念書（被災職員用、第三者用の2種類）を提出してください。
- ・ 第三者用の念書が提出できない場合は、支部に必ず相談してください。
- ・ 任意保険に加入している場合は保険会社と連名で、念書を作成してください。

オ 免責報告書

- ・ 損害額、賠償金受領額について、それぞれ「療養補償」、「慰謝料」欄に記入してください。また、受領額は本人が直接受け取ったものに限らず、保険会社から病院へ直接支払われたもの（治療費等）についても併せて記入してください。

カ 示談書

- ・ 支部様式を定めていますが、様式は問いません。保険会社によっては、「示談書」ではなく、「確認書」や「支払証書」と呼ぶ場合もあります。
- ・ **安易に損害賠償権を放棄することのないよう注意してください。**口頭による「確認」であっても「示談」とみなされる場合があります。一旦示談が成立すると、双方の合意がなければ変更できないので、注意が必要です。
- ・ 示談締結は治ゆ（症状固定）後に行うようにしてください。総損害額が確定している必要があります。
- ・ 示談当時において予見できなかった後遺症・再発が発生する場合もあるので、**後遺症等が発生した場合の取扱いについて、明記しておく必要があります。**
- ・ 損害賠償の額については、**総額及び内訳**（治療費、慰謝料、逸失利益等）を必ず明記してください。
- ・ 損害賠償（逸失利益）の額については、「原則的計算方法」（P. 169 参照）により算定した額を基準として、第三者と交渉してください。

- ・ 補償先行の場合には、「基金からの求償に応じる」旨を明記してください。
- ・ 第三者とのトラブル防止のため、示談は必ず書面により行うようにしてください。

《してはいけない示談のパターン》

「どこも痛くないので、自転車だけ直してもらえればいいですよ」、「自賠責の範囲内だけで、結構です」等は絶対に言わないでください。

後日痛みが発生し療養が長期化した場合や後遺症が残った場合には、損害額が自賠責の支払限度額を超える場合もあります。上記のような示談を行った場合、基金の求償事務に著しい支障が生じますので、注意してください。

8 第三者加害事案における保険について

(1) 自賠責保険

- ・ 原動機付自転車を含むすべての自動車について、契約することが自賠法上義務付けられており、「強制保険」と呼ばれています。
- ・ 補償の対象は、人身損害に限られ、物的損害は対象になりません。
- ・ 支払限度額が定められており、「傷害による損害(治療費、文書料、慰謝料等)」については、120万円が限度となっております。
- ・ 被害者に重大な過失（過失割合が70%以上であること）がない限り、基本的に過失相殺は行われません。

(2) 任意保険

- ・ 任意保険は、自賠責保険の上乗せ保険としての性格を有しており、自賠責保険では補てんされない部分を補てんするものです。
- ・ 被害者は、自賠責保険の支払限度額を超える部分については、任意保険に請求します。
- ・ 任意保険の支払いについては、被害者の過失割合に応じて、減額されます。

(3) 自賠責保険と任意保険の違い

	自賠責保険	任意保険
名称	自動車損害賠償責任保険 自動車損害賠償責任共済	自動車保険
加入義務	あり	なし
補償範囲	人身事故のみ	対物賠償（自賠責保険 せ）のほか、対人賠償、 傷害、車両保険等
過失相殺	被害者過失70%以上の み適用する	過失相殺が民法の一般 (判例)どおり適用され
支払限度額	<被害者1名につき> 傷 害 120万円 後遺障害等級に応じ 75~4,000万円 死 亡 3,000万円	支払限度額のない「無 約が多数

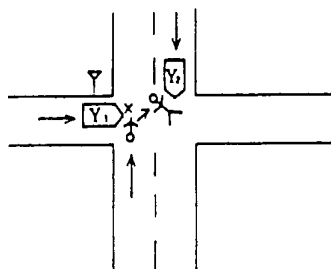
◎第三者加害事案に関するQ&A

Q 1

次の事例の場合、公務災害の認定請求をしたいが、提出書類は何を用意したらよいのですか。

事例

平成△年○月×日午後4時45分頃G市土木課職員×男は、道路工事現場の監督を終え、バイクを運転して市役所へ戻る途中、午後4時55分頃■町◆番地先の交差点に差しかかったとき、左方から進入してきたY1の運転する普通乗用車と接触し転倒したところ、さらに反対車線を直進してきたY2運転の軽乗用車に轢かれ重傷を負った。



この場合は、次の書類を用意してください。

- ① 公務災害認定請求書
- ② 診断書
- ③ 現認書又は事実証明書
- ④ 旅行命令簿の写し
- ⑤ 経路図
- ⑥ 交通事故証明書
- ⑦ 第三者加害報告書（交通事故用）

なお、これらの書類の作成に当たっては、次の点に注意してください。

ア 公務災害認定請求書

必要事項を漏れなく記入することはもちろんですが、特に「災害発生の状況」欄は、事故現場の道路状況・信号機の有無・交通標識の種類等がわかるよう詳細に記載してください。

イ 現認書又は事実証明書

現認者がいる場合でも、現認書に代えて事実証明書を提出して差し支えありませんが、現認者から事故状況等を聴取して、できる限り事実関係を明確にしておくこと、後日、当事者の過失割合を決める上での資料ともなります。

事実証明書を書くに当たっては、まず所属長として、被災職員に旅行を命じた事実・バイ

クを使用させた事実等を確認できる内容を記載し、併せて事故を知った経過・その後の対応等を記入してください。

ウ 経路図

工事現場と市役所の位置関係が分かり、かつ事故の現場に至る経路を朱書したものを提出してください。

エ 交通事故証明書

事故の当事者が全て記載されているものがが必要です。本事例の場合は3名の当事者が全て記載されているかどうか確認してください。

オ 第三者加害報告書

この場合、加害者が2名いますので、Y1・Y2について、それぞれ作成してください。

示談先行と補償先行

Q2

示談先行と補償先行は、いつ決まるのでしょうか。また、何を基準に決まるのでしょうか。

示談先行と補償先行は、認定請求時の提出書類が異なることから、認定請求時にどちらかを選ばなくてはなりません。

基金では、補償の取扱いは原則として示談先行としているところですが、P.184に挙げた事由の場合には、補償先行となります。

Q3

被災当初には、負傷の程度が軽いと考えて自賠責から治療費の支払いを受けていたところ、治療費が自賠責の限度額をオーバーしそうになりました。途中から補償先行に切り替えることはできるのでしょうか。

交通事故であれば、通常、自賠責から治療費の支払いを受けることができるので、負傷の程度が軽い見込みの時は、積極的に自賠責に対して支払いを求めて行くことが望まれます。

その後、自賠責の限度額近く（概ね90万円）まで治療しても負傷が治ゆしない場合で、加害者が他に任意保険等に参加していない場合や、被災職員に過失がある場合には、途中から基金が補償を行うこともできます。

Q4

被災職員が加害者から損害賠償を受けた場合、基金は補償の義務を免れるといいますが、具体的にどのようなことですか。

法第 59 条第 2 項により、基金は補償の義務を免れるわけですが、以下法第 59 条第 2 項について説明します。

(1) 補償を受けるべき者

「補償を受けるべき者」とは、療養補償・休業補償・障害補償・遺族補償等の受給権者を意味します。つまり療養補償であれば、被災職員、遺族補償であれば、被災職員の妻（妻がいない場合は次順位の遺族。詳しくは法第 32 条、法第 37 条参照）が補償を受けるべき者です。

(2) 第三者

既に説明してありますので省略します。（P. 180 参照）

(3) 同一の事由

「同一の事由」とは、「補償の対象となる損害」と同一内容の損害をいい、例えば、療養補償の場合は、「被災職員の受けた傷病の治療のために費用を支出したことによる損害」をいい、障害補償の場合は「被災職員がその受けた傷病の治ゆ後において、身体に障害を残し、その結果将来に向かって労働能力の全部又は一部を失い、そのために収入を得られなくなったことによる損害」をいいます。

(4) 損害賠償を受けたとき

「損害賠償を受けたとき」とは、現実に損害賠償を受けたときのほか、損害賠償に関し、第三者との間に適法に示談が成立したときを含みますので、注意してください。

以上の事項についての説明を前提として、具体例としては次のようなことが考えられます。

具体例

被災職員：A
被災状況：自転車で出張中、信号機のない交差点で、Y運転の乗用車と出合頭に衝突し、
負傷した。
負傷の程度：右大腿骨々折
療養の費用：入院・通院を含め 計 200 万円
療養の期間：6 か月

この場合、Yが200万円全額をAに支払えば、基金は全額免責されることとなります。つまり、補償を受けるべき者Aは第三者であるYから、基金の補償の対象となる損害と同一内容の損害200万円につき、損害賠償を受けたので、基金はその受けた価額200万円の限度において、補償（この場合は療養補償）の義務を免がれることとなります。

それでは、Yが120万円しか支払わなかった場合、残りの80万円についてはどうなるのでしょうか

か。

この場合、基金が免責されるのは、AがYから受けた損害賠償額 120 万円で、残り 80 万円については免責されませんので、この 80 万円は基金が療養補償として支払うことになります。

なお、基金がこの 80 万円を療養補償として支払った場合、基金はAのYに対する損害賠償請求権（すなわち、80 万円の求償権）を代位取得することになります。

Q5

基金が「求償」するということは、具体的にどういうことですか。

P. 194 の事例で、被災職員は加害者Y 1 及びY 2 に対し、損害賠償請求権を取得するとともに、基金に対する補償請求権も併せて取得しますが、基金が加害者の賠償に先行して法に基づく補償を行った場合、基金としては、加害者が行うべき損害賠償を結果的に代行したことになります。この代行して補償した金額を加害者に請求し返済を求める行為を「求償」と呼んでいます（P. 187 下図参照）。

法第 59 条第 1 項は、基金は補償の原因である災害が、第三者の行為によって生じた場合に補償を行ったときは、その価額の限度において、補償を受けた者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得すると規定していますが、これを根拠として基金は損害賠償請求権を取得し、この請求権を行使（すなわち求償）できます。

事例で、基金が加害者に先行して 200 万円を療養補償として支給した場合、基金は補償した 200 万円につき、損害賠償請求権を取得し、この請求権に基づき、加害者Y 1 又はY 2 に対し 200 万円の請求をすることになります。（事故の過失が 100%加害者にある場合）

第三者との交渉等について

Q6

自賠法による保険金を請求できるのは誰ですか。

保険金は加害者又は被害者のいずれからでも請求できます。

ただし、加害者が請求できるのは、自己が支払いをした限度においてのみ（自賠法第 15 条）、被害者が請求できるのは保険金額の限度内です。（自賠法第 16 条）

自動車損害賠償保障法

(保険金の請求)

第15条 被保険者は、被害者に対する損害賠償額について自己が支払をした限度においてのみ、保険会社に対して保険金の支払を請求することができる。

(保険会社に対する損害賠償額の請求)

第16条 第3条の規定による保有者の損害賠償の責任が発生したときは、被害者は、政令で定めるところにより、保険会社に対し、保険金額の限度において、損害賠償額の支払をなすべきことを請求することができる。

Q7

保険金が減額される場合がありますか。

次の場合には保険金が減額されます。

ア 被害者に重大な過失がある場合

イ 受傷と死亡の間及び受傷と後遺障害の間の因果関係の認否が困難な場合

保険金の減額率は事故の状況等により、様々な場合がありますが、被災職員に重過失（70%以上の過失）がある場合には、保険金の2割を減額されるのが目安となります。

Q8

加害者が2名いる場合、被害者はどちらの保険会社に請求すべきなのか。

自賠法第4条により、運行供用者の損害賠償責任については、第3条によるほか民法の規定が適用され、民法第719条によれば、共同の不法行為により他人に損害を加えた場合は、各自連帯してその損害を賠償する責任があります。

したがって、加害者が2名の場合、被害者はどちらの加害者に対しても損害の賠償を請求できます。

自動車損害賠償保障法

(民法の適用)

第4条 自己のために自動車を運行の用に供する者の損害賠償の責任については、前条の規定によるほか、民法（明治29年法律第89号）の規定による。

民法

第719条 数人が共同の不法行為によって他人に損害を加えたときは、各自が連帯してその損害を賠償する責任を負う。共同行為者のうち、いずれの者がその損害を加えたかを知ることができないときも、同様とする。

2 行為者を教唆した者及び幫助した者は、共同行為者とみなして、前項の規定を適用する。

Q9

損害賠償の請求権には、消滅時効があるのでしょうか。

民法第724条の規定によると、不法行為による損害賠償の請求権は被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知ったときから3年で消滅時効にかかり、仮に損害及び加害者を知らない場合でも20年で時効となります。

公務災害等に係る第三者加害事案の場合でもこの規定が適用されると考えられるため、通常の第三者加害事案では、被災の日から3年で損害賠償の請求権は時効になると考える必要があります。

また、自賠責に関しては、自賠法により、被災の日から同じく3年で損害賠償の請求権は時効となります。

Q10

公務中の交通事故により後遺症が残り、自賠責から保険金を受領した場合、基金の補償はどうなりますか。

公務災害により後遺障害が残ったときに、基金から受けられる補償等は次のとおりです。

- ① 障害補償
- ② 障害特別支給金
- ③ 障害特別援護金
- ④ 障害特別給付金

これらのうち、障害補償については免責の対象となりますが、②～④の福祉事業については、自賠責からの保険金の受領に関係なく支給されます。

Q11

公務中の交通事故により職員が死亡し、その遺族が自賠責から保険金を受領した場合、基金からの補償はどのようになるのですか。

公務災害により職員が死亡した場合、その遺族は基金から次のとおり補償等を受けることができます。

- ① 遺族補償（年金・一時金）
- ② 遺族特別支給金
- ③ 遺族特別援護金
- ④ 遺族特別給付金

これらのうち、遺族補償は免責の対象となりますが、②～④の福祉事業は自賠責からの保険金の受領に関係なく支給されます。

Q12

公務遂行中に飼い犬に噛まれた場合、公務災害と認められますか。また、第三者加害事案として取り扱うべき事案でしょうか。

公務遂行中に飼い犬に噛まれた場合は、一般的には公務災害と認められます。

ここで問題になるのは、その事案が第三者加害事案に当たるかどうかということですが、犬の占有者又は保管者（飼い主）に民法上の損害賠償責任があるかどうかで判断します。

そこで、以下の調査票を作成の上、提出してください。

飼い主の注意義務を判断するための調査票

- ① 動物の種類、雄雌
 - ② 動物の性質、病気
 - ③ 動物の加害歴
 - ④ 飼い主の保管に対する熟練度
 - ⑤ 保管の態様（繋いでいた鎖の長さ等）
 - ⑥ 被害者の警戒心の有無、被害誘発の有無、被害時の状況等
- ※被災時の被害者と動物との位置関係（距離を表示）が分かる見取図

公務災害と認められ、第三者加害事案として取り扱われる事案としては、放し飼いにされていた状態の飼い犬に噛まれた場合などが考えられます。このような場合の治療費の請求については、基金に療養補償請求をするのではなく、飼い主に損害賠償請求をし、飼い主から治療費等を受けることになります（示談先行）。

ただし、飼い主との示談交渉が不調の場合には、補償先行申請書、念書（被災職員、第三者用）の提出により、基金が治療費を先に支払い、後日、基金から飼い主に求償することになります。そのため、示談交渉が不調に終わった場合であっても、後日基金から求償が行われることを必ず伝達してください。

一方、飼い主が、自宅敷地内で通常他人が出入りしないような場所で鎖に繋いで犬を飼っていたところ、職員がそこまで入り込んで噛まれた場合や、犬に興味をもって触れたため噛まれた場合など、一般に飼い主に過失がないと認められるときは、第三者加害事案としては取り扱いません。